

ふくしま12市町村移住支援交通費等補助金 申請手順

いつ	だれが	何をする
原則、出発日の10日前(土日・祝日・年末年始を除く)まで	補助金申請者	<p>・12市町村(※)への現地活動の計画を立てる。 ※田村市、南相馬市、川俣町、広野町、檜葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯館村</p> <p>・訪問先へのアポイントを取り、活動予定をマイページから「出発前申請」にてオンライン申請、または「現地活動計画兼報告書(第2号様式)」を作成する。</p> <p>※第2号様式はセンターにて配布、交通手段(公共交通機関/自家用車/併用)によって様式が異なります。</p> <p>・オンライン申請、または様式をふくしま12市町村移住支援センター(以下「センター」)に郵送・メール等で提出後、センター職員と面談を行う。</p> <p>・送付先: 福島県双葉郡富岡町小浜553 福島県富岡合同庁舎2階 ・送信先メールアドレス ijyu-shien@fipo.or.jp</p>
	センター職員	<p>・申請内容等を確認し、補助金申請者とのオンライン面談等の日時を調整する。</p>
原則、出発日の5日前まで	補助金申請者 センター職員	<p>・オンライン面談等を実施。</p> <p>・「出発前申請」または「現地活動計画兼報告書(第2号様式)」の内容が、補助金の交付要件に合致することを確認。</p> <p>・必要に応じて計画を修正。</p>
出発日	補助金申請者	<p>・計画に基づいて12市町村内で現地活動を実施。</p> <p>【必ず訪問する場所】※どちらも訪問が必要。 ◎移住を検討している市町村等(市役所・町村役場等の移住相談窓口の担当者、福島県移住コーディネーター、ふくしま暮らしサポーターなど) ◎民間事業者等(就職や就農等の面接先、不動産事業者、地域住民や先輩移住者など)</p>
原則、帰着日の10日後まで	補助金申請者	<p>・活動実績をマイページから「帰着後申請」でオンライン申請、または「現地活動計画兼報告書(第2号様式)」を作成。</p> <p>※第2号様式は、計画を実施結果に書き換える。</p> <p>・オンライン申請、または様式をセンターに郵送・メール等で提出し、センター職員に確認を受ける。</p> <p>・送付先: 福島県双葉郡富岡町小浜553 福島県富岡合同庁舎2階 ・送信先メールアドレス ijyu-shien@fipo.or.jp</p>
	センター職員	<p>・現地活動が補助金の交付要件に則って行われたことを確認するとともに、「帰着後申請」または「現地活動計画兼報告書(第2号様式)」に記載漏れ等が無いことを確認し、補助金申請者に連絡。</p>
帰着日の30日後又は2月末日のいずれか早い日まで	補助金申請者	<p>・センター職員から確認の連絡を受けた後、次の書類をセンターにオンラインまたは郵送・メール等により提出。 ※書類の提出は上記の「帰着後申請」または第2号様式の確認時依頼と同時に進めても問題ない。</p> <p>①補助金交付申請書兼実績報告書(第1号様式) ②現地活動計画兼報告書(第2号様式) オンライン申請時不要 ※センター職員に内容確認を受けたもの。 ③個人情報の取扱い同意書(第5号様式) オンライン申請時不要 ④申請者及び同行者の生年月日・居住地を証する書類 (運転免許証、住民票等の写し) ⑤移住活動先(訪問先)が確認できるもの (面談者の名刺の写し等) ⑥補助の対象となる経費の領収書等の写し (利用日、往復の発着地が記載されたもの) ⑦申請者本人の振込先口座確認書類 (預貯金通帳・キャッシュカードの写し等)</p>
	センター職員	<p>・申請書類の審査 ・申請者へ補助金交付可否の通知</p> <p>【補助金交付ができる場合】 ・申請者に「補助金交付決定通知書(第3号様式)」を郵送。 ・通知後、補助金を入金。</p> <p>【補助金交付ができない場合】 ・申請者に「補助金交付申請却下通知書(第4号様式)」を郵送。</p>